

令和6年6月6日
担当課：行財政支援課（行政係）
直 通：092-643-3073
内 線：2707
担当者：田中

行政書士及び行政書士法人に対する懲戒処分について

1 対象となる行政書士及び行政書士法人の事務所の所在地及び氏名（名称）

- （１）福岡県久留米市荒木町荒木486番地39
二熊 優地（31歳）
（２）福岡県久留米市荒木町荒木486番地39
行政書士法人にくま総合法務事務所

2 懲戒処分の内容及び根拠となる法令の条項

- （１）戒告（根拠条文 行政書士法第14条第1号）
（２）戒告（根拠条文 行政書士法第14条の2第1項第1号）

処分要件	処分の種類
法第14条 行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。	1 戒告 2 2年以内の業務の停止 3 業務の禁止
法第14条の2 行政書士法人が、この法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は運営が著しく不当と認められるときは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、当該行政書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。	1 戒告 2 2年以内の業務の全部又は一部の停止 3 解散

3 懲戒処分の原因となった事実

根拠のない「建設業許可基準適合証明書」という文書を行政書士名で交付し、福岡県知事の許可を待たずに500万円以上の建設工事の請負契約を締結できるかのように元請企業及び下請企業を誤認させた。

また、福岡県久留米県土整備事務所に提出した下請企業の建設業許可申請書に虚偽の営業所写真を添付した。

4 懲戒処分の理由

上記の事実は、行政書士法第10条及び第13条の17において準用する同法第10条に違反するものと認められる。

5 懲戒処分年月日

令和6年6月6日

1 関係法令

○ 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）抄

（行政書士の責務）

第十条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

（行政書士の義務に関する規定の準用）

第十三条の十七 第八条第一項、第九条から第十一条まで及び第十三条の規定は、行政書士法人について準用する。

（行政書士に対する懲戒）

第十四条 行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の停止
- 三 業務の禁止

（行政書士法人に対する懲戒）

第十四条の二 行政書士法人が、この法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は運営が著しく不当と認められるときは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、当該行政書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の全部又は一部の停止
- 三 解散

2～5 （略）

2 本県における直近の処分事例

○ 懲戒処分年月日

令和2年8月6日

○ 懲戒処分内容及び根拠となる法令の条項

1月間の業務の停止（根拠条文 行政書士法第14条第2号）

○ 懲戒処分の原因となった事実

事務所職員に行政書士業務をさせており、当該職員が作成した架空の人物の名前を騙った虚偽の文書を依頼人に交付した。